

2024年3月27日

各 位

会 社 名 ITbook ホールディングス株式会社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 前 俊 守  
(コード：1447、東証グロース)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 兼 C F O 野 間 崇  
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

## 株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2023年5月2日付適時開示「株主代表訴訟に関するお知らせ」および、2023年5月8日付適時開示「(訂正)「株主代表訴訟に関するお知らせ」の一部訂正について」で公表しました、当社株主2名が当社の取締役4名を被告として損害賠償を請求した株主代表訴訟(以下、「本件訴訟」といいます)につきまして、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した者(原告)

恩田 饒  
株式会社ホワイトストーン

#### 2. 訴訟対象者(被告)

当社代表取締役社長 前 俊守  
当社取締役 松場 清志  
当社取締役 塚本 勲  
当社元取締役 石田 伸一

#### 3. 判決のあった裁判所および年月日

東京地方裁判所 2024年3月27日

#### 4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用(補助参加の費用を含む。)は原告らの負担とする。

#### 5. 訴訟の経緯

本件訴訟は、当社が2022年3月期決算において投資有価証券評価損として計上した1億9,365万円に関して、当時連結子会社であったアパレル事業を営む株式会社三鈴の譲渡先であり出資先であるアパテックジャパン株式会社の株価算定および出資を実行した経営判断は、善管注意義務違反が認められるとして、被告らに当社に対する同額の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めたものです。

これに対し、当社は、当社取締役には何ら善管注意義務違反が認められないものと判断し、本件訴訟において、被告となった当社取締役側に補助参加をしておりました。

そして、本日、東京地方裁判所より、上記4.のとおり、原告らの請求を全て棄却する判決が言い渡されました。当社の判断したとおり、当社取締役の善管注意義務違反を否定するものであり、全面的勝訴判決といえます。

#### 6. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して開示すべき事象が発生した場合、速やかにお知らせいたします。

今回の判決に対する原告である当社株主の対応は明確に示されておりませんが、当社株主より控訴された場合には、引き続き適切に対応して参ります。

以上